中古車購入は慎重に

秋の行楽シーズンを迎え、近々車を購入して、お出掛けを検討されている方も多いと思います。今回は、中古車購入をめぐるトラブル事例と注意点をご紹介します。

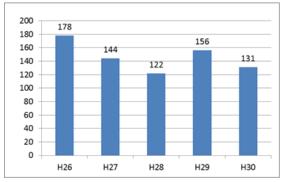
▼ふらっと立ち寄った中古車店で購入を申し込んだが、帰宅後、家族から猛反対された。翌日、店に解約したいと申し出ると、解約を拒否された。クーリング・オフできないか。(50代・女性)

▼現状渡し(保証なし)の条件で中古車を購入した。車両を店に取りに行った帰りにエンジンが停止して動かなくなった。販売店に連絡すると、有償修理を提案された。納得できない。(40代・男性)

▼1カ月前、「修復歴なし」という表示を確認して中古車を購入した。車の調子が悪いため修理工場で確認してもらうと、トランクフロアパネルが交換されている車であることが判明した。修理歴があると知っていれば購入しなかった。返品したい。(20代・男性)

自動車の購入には、法令上のクーリング・オフ (無条件契約解除)の適用はありません。また、購入後は車を保有するために必要な登録や納税、自賠責保険の強制加入などの手続きが進行しますから、解約を申し出た場合、状況によっては販売業者に実損が発生し、その分を請求される場合があります。購入契約の前に慎重に検討しましょう。

また、購入する際には外見だけで判断せず、車両細部の状態、保証制度の有無



県内の消費生活相談窓口に寄せら れた「中古車関連」の相談件数

などを十分に確認しましょう。疑問に思うことは販売担当者に納得いくまで説明を求め、説明を受けた内容は、後から「言った」「言わない」のトラブルにならないよう、書面化してもらいましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話 0 5 8 - 2 7 7 - 1 0 0 3 です。(開設時間:平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0) 土曜日は電話相談 (9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188番 (いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。